廃棄物の適正処理についてのお知らせ

SDGs GOAL 12 つくる責任 つかう責任

不適正排出により収集できなかった廃棄物は、地域やアパートなどのごみ集積所に残されたままとなるため、他の住民の皆さんの迷惑になります。計画的な排出と市の適正排出ルールの徹底をお願いするとともに、問い合わせの多い廃棄物の排出方法についてお知らせします。

ごみ収集日を確認してください

原則、**可燃ごみは週に2回、不燃ごみや資源ごみ（缶類、ペットボトル類、紙類）はそれぞれ月に1回の収集**です。市の清掃センターへの持ち込みも可能です。

陸前高田市清掃センター
- ●住所　陸前高田市高田町字大隅６番地５
- ●電話　0192(55)5437
- ●受入時間　平日：午前９時～正午、午後１時～４時
  土曜日および第３日曜日：午前９時～正午
  ※祝日、日曜日（第３日曜日以外）はお休み

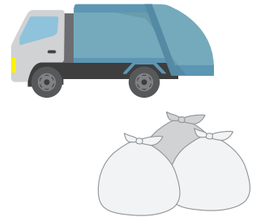

問い合わせが多い廃棄物の排出方法について

ごみ集積所に排出する場合は、全ての廃棄物に**「行政区」**と**「世帯主名」**をご記入ください！

○ 資源ごみ	紙資源（段ボール、新聞紙、雑紙）	**白い紙ひも**でしばってください。 ※１ 白以外の紙ひも・ビニールひもは不純物となり、再生紙としてリサイクルする際に機械の故障や品質の低下などに影響することから、白い紙ひもでお願いしています。 ※２ 油などで汚れている場合を除き資源ごみとして排出してください。（油などで汚れている場合は可燃ごみ）
× 市で収集不可能なごみ	車両部品（ワイパー、オイル、オイルフィルターなども該当）	車用オイル（廃油）はオイルパックなどに吸着させたとしても収集できません。 車両部品の処分方法についてはガソリンスタンドや車用品店にご相談ください。

その他、家庭からのごみ出しについて、市ホームページもご確認ください。

ごみの出し方はこちら

収集日程はこちら

不法投棄（ポイ捨て）は犯罪です！

市内において、タイヤや空き缶、ペットボトルをビニール袋に入れたポイ捨てが報告されています。道路や山林、河川、海などにごみを捨てる不法投棄は、絶対にやめましょう。

ごみは捨てる人が責任を持って処分する必要があります。誰が捨てたか分からない場合、その土地の所有者や管理者が処理しなければならず、大きな負担となります。違反した場合は、５年以下の懲役、1,000万円以下の罰金またはその両方が科されることがあります。

問い合わせ先　市役所まちづくり推進課生活環境係（内線123）

環境美化と草木等の適切な処理のお願い

SDGs GOAL 11 住み続けられるまちづくりを
SDGs GOAL 12 つくる責任 つかう責任

市では、家庭で除草・剪定（せんてい）した時に生じた草木を対象にごみとして回収しています。
なお、郊外や山間部においては、そのまま自然に還す方法も検討し、野焼きは避けるようお願いします。

種類別処分方法

○ 市で回収できるもの	雑草類	他のごみも含め、出す量が３袋以内の場合	・燃えるごみの日に、地域のごみ集積所に出す ・市清掃センターへ持ち込む※ ・一般廃棄物収集運搬業者に依頼する
		出す量が４袋以上の場合	・市清掃センターへ持ち込む※ ・一般廃棄物収集運搬業者に依頼する
		※市清掃センターへ持ち込む場合 １日当たり持込量の上限は800リットル程度（軽トラック１台分）とし、指定袋など透明な袋に入れたうえで持ち込んでください。上限を超える場合は、必ず市に事前連絡してください。	
	木や枝	「雑草類」と同じです。**袋に入りきらない場合は、長さ1㍍以内、太さ30㌢以内の束にして、ほどけないように頑丈なひも（ビニールひも※色は問いません）で縛って**出してください。	
× 市で回収できないもの	・私有地の山林や竹藪などの除草・剪定などで生じた草木、竹 ・事業所などの除草作業により生じた草木 ※１　いずれの場合も、市清掃センターでは受け入れできません。 ※２　市で回収できないものは一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼してください。		

問い合わせ先　市役所まちづくり推進課生活環境係（内線123）

ごみ処理に係る補助金についてのお知らせ

SDGs GOAL 12 つくる責任 つかう責任

微生物の力で生ごみを堆肥化する木製・プラスチック製のコンポストや、乾燥や分解で生ごみを処理する電動生ごみ処理機を購入した人に、**陸前高田地域共通商品券**による助成を行っています。

	コンポスト	電動生ごみ処理機
対象製品	市販されている木製・プラスチック製コンポストおよび電動生ごみ処理機 ※通販での購入も対象としていますが、市内事業者からの購入に協力をお願いします。	
助成額	税抜購入額の２分の１（千円未満切り捨て）	
	上限７千円	上限３万円
必要書類	❶申請書（市様式） ❷領収書または販売証明書の写し	

問い合わせ先　市役所まちづくり推進課生活環境係（内線123）

ご意見を「市長直送便」でお寄せください

SDGs GOAL 16 平和と公正をすべての人に

市では、市政運営の参考とするため、市長直送便で市民の皆さんからご意見をいただいています。

広報６月号お知らせ版に添付の用紙または市役所１階市民課窓口に備えつけの用紙に必要事項を記載し、送付してください。

問い合わせ先　市役所企画政策課秘書係（内線333）